

答 申

1 審査会の結論

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、実施機関が非開示とした部分のうち、別表 1 に記載した部分については開示すべきであるが、それ以外余の部分を開示とした決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人から、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して「佐賀県医療センター好生館において 2017 年 4 月以降に行われた労務管理や働き方に関する会議の議事録」等全 11 件についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）が平成 30 年 10 月 1 日に行われた。

（2）実施機関の決定

実施機関は、上記開示請求に係る公文書を特定したが、上記開示請求に係る公文書には、特定の個人を識別することができる情報で開示することで特定の個人が不利益を被るおそれがあるもの及び審議等の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある情報が記録されているとして、平成 30 年 10 月 30 日に本件開示請求に係る公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に対してその旨を通知した。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、本件公文書のうち「佐賀県医療センター好生館において 2017 年 4 月以降に行われた労務管理や働き方に関する会議の議事録」（以下「本件公文書」という。）について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、平成 30 年 11 月 21 日に実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べていることは、概ね次のとおりである。

- (1) 本件公文書にどのような情報が含まれていることをもって条例第6条第5号の規定を適用しているのかを説明していない。
- (2) 条例第6条第5号の「著しい支障が生ずるおそれ」について具体的に述べられておらず、その蓋然性が認められない。
- (3) 働き方改革委員会(以下「本委員会」という。)で「この委員会での発言は他言しません。」と申し合わせたとしても、条例の規定を免れるものではない。

### 4 実施機関の主張

平成30年10月30日付け公文書部分開示決定通知書により一部を非開示としたのは、「審議等の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるため(第6条第5号)」である。審議等の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるとした本委員会については、平成29年より毎年、好生館内部職員から委員を募集しており、今後も継続して審議していく委員会であるため、以下の理由により部分開示としたものである。

- (1) 未成熟な情報であるため、開示することにより県民に誤解を与えたり、無用の混乱を招くおそれがある。
- (2) 好生館内部の意見交換の記録であり、開示することにより率直な意見交換又は情報の交換が妨げられるおそれがある。
- (3) 審議等に関して収集した資料等で、開示することにより、その後の審議等に必要な資料等を得られなくおそれがある。

### 5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び実施機関の弁明書における主張を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

#### (1) 理由付記の不備について

実施機関が公文書の一部を開示する決定を行ったときは、公文書の部分開示決定通知書にその理由を付記しなければならないと条例第10条3項前段が定めているのは、条例に基づく公文書の開示請求制度の目的が、実施機関において県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し県民に説明する県の責務が

全うされるようにし、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に資すること（条例第 1 条参照）であることにかんがみ、部分開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨である。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第 6 条各号の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、たとえば、非開示の根拠規定を示したとしても、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第 10 条第 3 項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない（最高裁平成 4 年 12 月 10 日第 1 小法廷判決）。

本件公文書は、そこに記録されている情報が実施機関に勤務する全ての職員にとって働きやすい環境整備を行うとともに、それぞれの職員が効率的に仕事を行い、多様なライフスタイルと仕事を両立させることができるような働き方を実現するために要綱で設けられた本委員会の議事要旨であり、現在の部署における問題点を挙げて、改善方法を考え、働き方の方針を定めるためのものであることは、本件公文書の開示部分から知ることができる。そういった本件公文書の種類、性質等とあいまって非開示理由が条例第 6 条第 5 号（審議等の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある）に該当するものがあることも開示請求者は当然認識できることから、条例第 10 条第 3 項の定める理由付記の要件を欠くものとまでは言えない。

## （2）条例第 6 条第 5 号該当性について

本件において、実施機関が条例第 6 条第 5 号に該当することを理由に非開示としている理由として、実施機関は、「未成熟な情報であるため、開示することにより県民に誤解を与えたり、無用の混乱を招くおそれがある。」「好生館内部の意見交換の記録であり、開示することにより率直な意見交換又は情報の交換が妨げられるおそれがある。」及び「審議等に関して収集した資料等で、開示することにより、その後の審議等に必要な資料等を得られなくおそれがある。」を挙げている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、「条例第 6 条第 5 号の「著しい支障が生ずるおそれ」について具体的に述べられておらず、その蓋然性が

認められない。」と主張している。

この点、本委員会は、前述したとおり、実施機関に勤務する全職員の働きやすい環境づくりのため、現在の部署における実態や問題点を挙げて論議を行う場として設置されており、そこでの議論をより実質的なものとし、有益な結果を導き出すためには、各委員が何ら制約を受けることなく忌憚のない意見を表明する機会が確保されることが不可欠である。

審査会が本件公文書を見分したところ、会議録が公開され、本委員会における各委員の意見の内容が特定された上で明らかとなれば、自己の意見の内容を巡って責任の追及がなされること、あるいは外部から何らかの働きかけが起こること等の影響を懸念し、率直な意見を表明することを躊躇するおそれがある。さらに、職場の問題点や職場についての評価等が述べられた意見を公開すれば、発言者が特定されるか否かにかかわらず、職場での摩擦や職場に対する批判等を危惧し、発言を躊躇し、自由に意見を述べにくくなり、本委員会の役割が十分に発揮できなくなることが想定され、今後の本委員会の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

もっとも、本件開示文書で非開示になっている部分のうち、本委員会の進行等の運営や事実経過等の単なる説明に関する発言については、少なくとも意見や職場についての評価等ではなく、委員の責任を問われるとは考えにくく、開示することにより著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、参集者の発言内容については、運営に関する発言と単なる説明にわたる部分を除いて、条例第6条第5号に該当するために非開示が相当である。

また、実施機関より聴取した職場の状況をふまえると、参集者及び発言者の職及び氏名については、発言内容を非開示することにより、これらを開示しても本委員会の公正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、他の非開示事由にも該当しないため、開示が相当である。なお、個人に関する情報について定めた条例第6条第2号に関するものではあるが、実施機関が該当する地方独立行政法人の職員の職務遂行情報についてはその職及び氏名を開示すべきものとされている。

### (3) 委員会での申し合わせと条例の適用について

実施機関が開催する会議については、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を県民に説明する責任を全うするため、会議やその会議録の公開が求められてい

る。規則等によって会議を非公開とする定めがない場合はもとより、そのような定めがある場合においても、その会議録が一律に非開示とされるべきではなく、会議録の開示・非開示の判断は条例の規定に基づいて個別具体的に審議等の公正かつ円滑な実施の支障の有無が判断されるべきである。本委員会での発言を他言しないといった事項を申し合わせた事実があることについても同様で、その事実自体は会議内容を非開示とすることによって本委員会の公正かつ円滑な実施が確保されるべきとの要請があることを推知すべきものではあるものの、その事実によって当然に会議録の非開示という判断が導かれるものではない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 31 年 1 月 11 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 31 年 2 月 1 日 (平成 30 年度第 5 回審査会)	・ 審 議
平成 31 年 3 月 4 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
畑中 久彌	福岡大学法学部 教授	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)

(別表1)

第1回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・「参集者」の職・氏名 ・発言者名の職・氏名
	2ページ	・発言者名の職・氏名
	3ページ	・発言者名の職・氏名
第2回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・開催場所名 ・「参集者」の職・氏名 ・発言者名の職・氏名 ・7行目～11行目、30～31行目
	2ページ	・発言者名の職・氏名 ・16行目10文字目～15文字目
第3回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・「参集者」の職・氏名 ・発言者名の職・氏名 ・7～8行目、26行目
	2ページ	・発言者名の職・氏名 ・16, 27行目
	3ページ	・発言者名の職・氏名 ・5行目6文字目～21文字目 ・6行目
第4回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・「参集者」の職・氏名 ・発言者名の職・氏名 ・7, 8, 20, 30行目
	2ページ	・発言者名の職・氏名 ・6, 19, 20行目
第6回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・「参集者」の職・氏名 ・発言者名の職・氏名 ・7～11行目
	2ページ	・発言者名の職・氏名
第7回働き方改革委員会 議事録要旨	1ページ	・「参集者」の職・氏名 ・8～10行目
	2ページ	・発言者名の職・氏名

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 , 11 ~ 14 行目</li> </ul>
第 8 回働き方改革委員会 議事録要旨	1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「参集者」の職・氏名</li> <li>・ 発言者名の職・氏名</li> <li>・ 16 , 17 , 28 行目</li> </ul>
	2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言者名の職・氏名</li> <li>・ 7 ~ 17 行目</li> </ul>